

諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門に向けた事前対策工事への着手に抗議する決議

潮受堤防排水門の開門に向けた事前対策工事の準備としての背後地排水対策検討業務（排水機場等の測量・設計）及び背後地防災対策検討業務（既設堤防・既設排水樋門等の補修対策工検討）に関しては、去る1月27日、国に対し「諫早湾干拓事業の開門に向けた事前対策工事への着手に対する抗議について」を提出し、当該業務発注の即時中止と開門方針の見直しを強く求めたところである。

また、1月31日には、地元の諫早湾防災干拓事業推進連絡本部と諫早湾干拓事業及び地域住民を守る会からも、国に対し、事前対策工事の着手に対する抗議書の提出がなされている。

そのような状況にもかかわらず、2月28日に、国が開門の事前対策工事の着手に向けた測量設計業務の入札を実施したことは、途中段階にあるアセスの手続きを全く無視したものであり、地元の理解を得ないまま、一方的に開門準備を進める行為にほかならず、極めて遺憾である。

これまでも、再三にわたり、開門問題をはじめ農業用水の代替水源に係る地盤沈下の問題など、地元の意見や実情を理解していただくよう、国に切実に訴えてきたところである。

われわれ諫早市議会は、事前対策工事着手に向けた測量設計業務の入札に対し抗議するとともに、国は、アセスの手順を無視して、一方的に開門を進めることが決してないよう、また、地元諫早の意見を真摯に聞き入れ、本業務の即刻中止と開門方針の白紙段階からの見直しを行うよう強く求める。

以上、決議する。

平成24年3月2日

諫 早 市 議 会

東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議

昨年3月11日、マグニチュード9.0の巨大地震とそれに伴う大津波で発生した東日本大震災により、東北地方を始めとした東日本の広範囲にわたる地域が、かつて我が国が経験したことのない大規模な被害を受けた。

発生から1年を経過したが、これまで全国の多くの人たちが被災地の復旧と復興に向けて取り組み、本市でも宮城県石巻市や福島県新地町を中心に職員を派遣するなど様々な形で被災地の復旧と復興に向けた支援を実施してきている。

しかしながら、被災地の復旧と復興に最も大きな障害となっているのが膨大な量のがれきであり、岩手県、宮城県、福島県の3県では約2,253万トンのがれきが発生し、現在でも6%程度しか処理できずにいる。政府は処理が進まないがれきのうち、国が県内処理を決めた福島県を除く、岩手県と宮城県の約2,045万トンのうち401万トンを広域処理することとし、全国の自治体に協力を呼びかけているが、受入れはなかなか進んでいないのが実情である。

被災地の方々の苦悩を思うと、全国民の理解と協力による一刻も早いがれき処理が求められている。がれきの量はあまりにも膨大であり、全国の自治体の協力がなければ、この先十数年そのままの状態となってしまう。がれきの処理なくして被災地の真の復興はあり得ない。

本市には、これまで数々の水害に見舞われ、尊い人命と大切な財産を失ってきた歴史があり、全国から温かい支援と協力を得て復旧・復興を果たしたことを忘れてはならない。

よって、本市議会は、本市に対し、科学的な知見により放射能の影響を検証し、放射線量の測定等の十分な体制を整えることを条件に、通常の廃棄物相当と判断されるがれきの受入れを表明するよう要請する。

なお、受入れにあたっては、岩手県及び宮城県のがれきに関する情報を開示し、国及び本市が市民への説明責任を十分に果たすこともあわせて要請する。

以上、決議する。

平成24年3月22日

諫 早 市 議 会

「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書

今、我が国の「こころの健康」は深刻な状況にある。毎年3万人以上の方が自らの命を絶ち、その自殺者の約9割が何らかの精神疾患を有していた可能性があるとされている。引きこもり、虐待、依存症などの今日的な社会問題の背景にも、こころの健康の問題がある。

平成20年の精神科受診者は323万人（国民の約40人に1人）にも上るが、これは糖尿病237万人、がん152万人などの主要疾患を上回る最大の患者数である。厚生労働省は、「4大疾患」の「がん、脳卒中、心臓病、糖尿病」に精神疾患を加えて「5大疾患」とする方針を決め、医療政策上の重点疾患へと位置付けを転換している。

平成18年4月、3障害（身体・知的・精神）を一体として支援する「障害者自立支援法」が施行されたが、精神医療の現状としては、未だ精神科病院への入院が中心であり、また、その精神科病院における医師、看護師の配置基準も一般の医療水準より低く設定されており、慢性的な人手不足が続いているなど、精神疾患に対するサービスの基盤構築は、依然として立ち遅れた状況にある。さらに、長期にわたり精神障害を持つ人の家族が有する精神健康上の困難は、一般の人の3倍とも言われており、家族に対する精神疾患及び治療に関する詳細な情報の提供と支援の充実も喫緊の課題となっている。

こうした状況を背景とし、厚生労働省の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」の報告を受けた形で、平成22年4月、医療福祉の専門家・学識経験者・当事者・家族による「こころの健康政策構想会議」が設立された。この会議は、当事者及びその家族のニーズに対応し、現実の危機を早期かつ根本的に改革するための提言をまとめ、平成22年5月、「こころの健康政策についての提言書」として厚生労働大臣に提出している。

この提言の中で、国民のこころの健康の回復と増進は、国民一人ひとりが個別に負うのではなく、社会全体の問題として国が政策として優先して取り組むべき国家的課題であることを訴えている。また、その実現のための施策として、①地域社会における精神保健・福祉サービスの包括的・総合的な提供体制の整備、②精神科医療の質の向上、③家族及び介護者の支援、等を軸とし、国民すべてを対象にした総合的・長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求めている。

よって、本市議会は、国に対し、国民のすべてがこころの健康の危機を克服し、安心して生活することができる社会を実現するため、「こころの健康を守り推進する基本法」の早急な制定を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月22日

諫 早 市 議 会